

お知らせします。

回 覧

2つの給付金(平成27年度)

※ 平成27年度の市・県民税が非課税で課税者に扶養されていない方は、臨時福祉給付金の支給対象になる可能性があります。

臨時福祉給付金

所得の低い方の負担を緩和します。

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

対象者

市・県民税が課税されていない方

- ・市・県民税が課税されている方に扶養されている方 や
- ・生活保護の受給者 などは対象外

両方とも受給可
(※)

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和します。

消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として実施します。

対象者

中学生以下の児童がいる
子育て世帯

高所得世帯

(※) 平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、2つの給付金を両方とも受け取ることができます。

受給資格の有無は、次ページ以降をご覧ください。